地元企業への組合圏域内発注予定額について

１　地元企業及び組合圏域内発注予定額の定義

地元企業とは、組合圏域内に本社を置く企業とする。

地元企業への組合圏域内発注予定額の対象となるものは、設計・建設業務において地元企業に発注する下請工事、資材調達等の金額と、運営・維持管理業務において地元企業に発注する業務委託、用役等の金額とする。

２　対象範囲

①　地元企業への発注が階層構造の場合、応募者が提案可能な範囲における最下層までを組合圏域内発注予定額の対象範囲とする。

②　設計・建設業務において元請が地元外企業と地元企業とのＪＶの場合、当該地元企業が請負う分の金額は組合圏域内発注予定額の対象とするが、その組合圏域内発注予定額の達成状況を実績をもって確認できるよう応募者が提案するものとする。

③　地元外企業又はＳＰＣが発注する工事、資材、委託業務、用役等を地元企業（商社を含む）が受注する分は、組合圏域内発注予定額の対象とする。ただし、その際の組合圏域内発注予定額の重複加算は行わない（発注を受けた地元企業において、当該発注にかかる下層の地元企業への発注は組合圏域内発注予定額の対象外とする）ものとする。

④　地元企業が地元外企業に発注する下請工事、委託業務は、当該組合圏域内発注予定額から減算するものとする。また、地元企業が資材、用役等を地元外企業へ発注しても組合圏域内発注予定額の減算対象としない。

⑤　地元企業とのリース契約は資材又は用役調達と同様に扱う。

⑥　組合圏域内発注予定額の算出において、ＳＰＣは地元外企業の扱いとする。

⑦　上記に該当しない事項がある場合は、応募者による提案とする。
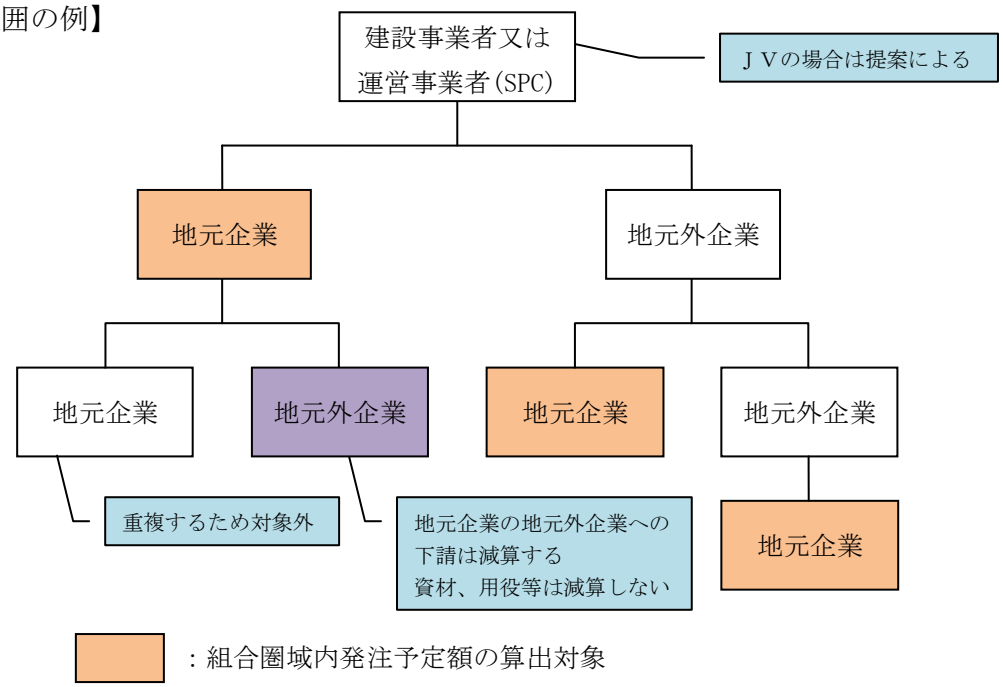
【対象範囲の例】